

よくある御質問とそれに対する考え方について
(事前営業におけるクーリング・オフの適用)

平成28年2月
経済産業省電力取引監視等委員会

現在、電力取引監視等委員会相談窓口には、一般消費者の皆様からの御質問が多数寄せられておりますが、特に御質問が多く寄せられている御質問とそれに対する考え方について御紹介いたします。

【寄せられた御質問】

現在、多くの事業者が今年4月に向けて事前営業活動を行っているが、4月以降に現在の電気事業者とは違う別の事業者から電気の供給を受けることについて、4月より前に訪問販売又は電話勧誘販売で契約の締結をした場合、特定商取引法上のクーリング・オフの対象となるのか。

(考え方)

消費者庁に確認したところ、以下の回答を得ております。

小売の全面自由化が行われる今年4月以降の電気の供給については、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)及び特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)に規定された、クーリング・オフの適用除外となる役務に該当しないことから、当該電気の供給を受けることについて、同月より前に訪問販売又は電話勧誘販売で消費者と電気の供給契約を締結した場合は、原則どおり、クーリング・オフの対象となります。

なお、同月より前に訪問販売(※)で電気の供給契約を締結した場合、クーリング・オフの期間は、同法第5条の書面(契約書面)を消費者が受領した日(その前に同法第4条の書面(申し込み内容を記載した書面)を受領している場合は、同法第4条の書面を受領した日)から起算して8日間となります。

※電話勧誘販売も訪問販売と同様に、法定書面の受領日から起算して8日間がクーリング・オフの期間となります(電話勧誘販売の場合は、上記の「同法第5条」を「同法第19条」に、「同法第4条」を「同法第18条」にそれぞれ読み替えます。)

その他電力小売全面自由化に関する御質問などについては本委員会事務局まで
電話：03-3501-5725(電力取引監視等委員会相談窓口)
※平日9:30~12:00、13:00~18:30